

# 都留市自治基本条例施行後の取組

目的  
第1条 心の豊かさが実感できるまちの実現

基本理念  
第4条 市民自治の確立

基本原則  
第5条 情報共有 参画 男女共同参画 協働

次のような施策に自治基本条例の理念や原則が反映されています。



## 市民 第6～11条

市民や子ども、高齢者、事業者など各主体の役割、責務、権利など

- ・児童、生徒、学生のまちづくりや市政への参加、実践
- ・男女共同参画事業への市内事業所の参加
- ・「里地里山里水保全と活用に関する条例」素案づくりに各主体の参画

## 大学 第12条

大学の役割

- ・大学地域交流研究センター分室をまちづくり交流センターに設置
- ・「学生アシスタント・ティーチャー制度」の拡充
- ・「放課後子ども教室事業」での連携
- ・「のびのび興譲館」英語塾への支援

## 議会 第13～14条

議会、議員の役割と責務など

- ・「市議会に関する市民アンケート」による市民意見の聴取
- ・「議会基本条例」制定に向けた取組の推進
- ・一問一答方式による分かり易い議会運営
- ・地域説明会の開催による議員活動の周知

## 市長・職員 第15～25条

市長・職員の役割と責務、総合計画、行政評価、行政手続、危機管理など

- ・市職員のまちづくり活動への参加
- ・自治基本条例に基づく都留市長期総合計画後期計画の策定
- ・「未来を拓く都留まちづくり会議」の拡充
- ・地域防災計画の見直し、関係機関との災害時連携の強化
- ・災害時業務継続計画の策定、ハザードマップの配布

## みんなでまちを創っていくための仕組み 第26～36条

情報の提供、男女共同参画、地域コミュニティ、地域協働のまちづくり推進会、市民公益活動など

- ・「街ナビつるメール（都留市お知らせメール）」の開始
- ・「住まいるブックつる」の発行
- ・「事業仕分け」への市民参画の推進
- ・審議会等の男女比の均衡化のための庁内啓発
- ・「地域協働のまちづくり推進会」活動の発展
- ・都留市社会福祉協議会における自治基本条例の理念が反映された「地域福祉活動計画」の策定
- ・まちづくり交流センターにおける各機関の連携
- ・災害時における民間事業者等との連携の推進

## 他の自治体等との連携・協力 第37条

他自治体等の関係

- ・横浜国立大学との包括連携協定の締結
- ・国土交通省関東地方整備局との災害時の情報交換に関する協定の締結



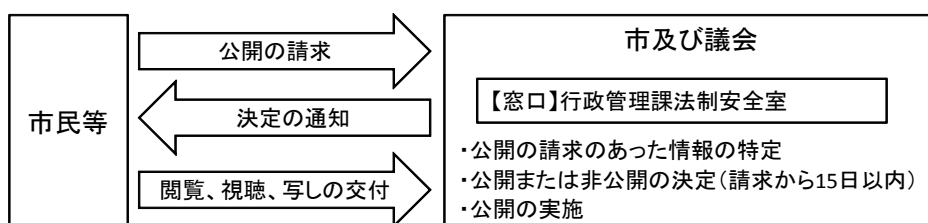
# みんなでまちを創っていくための仕組み

都留市自治基本条例の第5章「みんなでまちを創っていくための仕組み」には、まちづくりの理念に向けて取組を進めていくため、具体的な仕組みが規定されており、その状況を取りまとめました。

## 1. 情報の公開（第26条）について

議会及び市は、都留市情報公開条例により、市民から請求のあった市政に関する情報を公開しています。

### 【情報公開請求の仕組み】



### 【情報公開請求の実績】

年度	実施機関／公開請求
H21	議会／0件、市／9件
H22	議会／0件、市／3件
H23	議会／0件、市／3件
H24	議会／0件、市／2件

各年度主要施策の成果説明書から抜粋

## 2. 情報の提供(第26条)及び説明責任（第28条）について

市は、様々な媒体を活用し、市政に関する情報や市の政策の経過、内容、効果等の情報を、市民に積極的に分かりやすく提供しています。

### 【情報提供の取組】

媒体	種類	内容
紙媒体	広報「つる」	市の施策や行政情報、募集情報や生活に必要な情報などを掲載しています。毎月、自治会を通して各世帯に配布され、各公共施設やホームページからも入手可能です。
	住まいるブックつる	市の手続き方法や子育てや保育の手当や各種助成、観光情報やレクリエーション施設などの情報をとりまとめ提供しています。市立図書館やホームページから入手可能です。

	都留市自治体経営白書	市の計画や財政改革の取り組み状況や今後の方向性などを毎年1回、発行しています。公共施設やホームページから入手可能です。
	告示等	規則の決定や行政処分を発表などを特定の場所に掲示しています。
	ポスター、パンフレット、チラシ、通知など	市の事業やイベント、観光情報などをポスターやパンフレット、チラシまたは通知などによって提供しています。
告知	ふれあい講座	市の職員が、市の施策や事業の内容について、市民の依頼に応じ、出前で講義を行うものです。
	市役所窓口での対応	市の施策や行政情報などについて、市民から質問や相談があった際には、市の職員が窓口で資料などを提供し、対応しています。
	その他、講座、情報交換会、シンポジウムなど	様々な講座、情報交換会、シンポジウムなどを催して、市の施策や市政に関する情報を提供しています。
インターネットメディア	都留市役所ホームページ	市の施策や行政情報、募集情報や生活に必要な情報などをホームページに掲載しています。
	都留市お知らせメール	防災行政無線放送の情報やイベント情報など、都留市役所からのメールを不定期に配信しています。
その他	都留市防災行政無線放送	大規模災害発生時の避難勧告、避難命令などの告知や架空請求・振り込め詐欺等の注意喚起の情報を放送しています。
	他のメディアの利用など	CATV やラジオ放送、テレビ放送など、民間団体が運営する放送媒体を利用して、イベントの告知や生活情報の提供を行っています。

**【情報提供の積極性、わかりやすさ】**

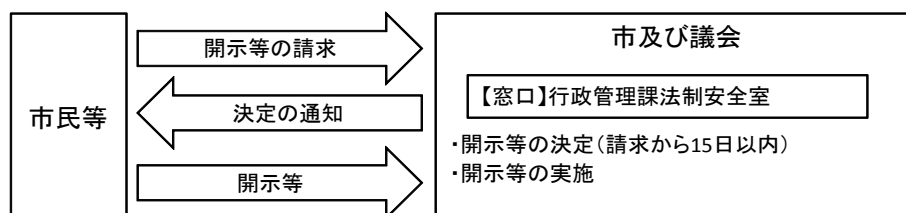
項目	満足度	
	H22年	H17年
広報「つる」の内容	66.8%	59.0%
市政についての相談窓口の設置状況	24.3%	18.8%
情報公開制度	25.0%	20.0%

長期総合計画策定のための市民意識調査(H17・22年)から抜粋

**3. 個人情報保護（第27条）について**

議会及び市は、都留市個人情報保護条例により、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止など(以下「開示等」という。)を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないように必要な措置を講じています。

**【個人情報の開示等の請求の仕組み】**



### 【個人情報の開示等の請求の実績】

年度	実施機関／開示等請求
H21	議会／0件、市／0件
H22	議会／0件、市／0件
H23	議会／0件、市／0件
H24	議会／0件、市／0件

各年度主要施策の成果説明書から抜粋

### 4. 意見聴取制度（第29条）について

市は、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定や条例の制定などについて、適切な方法を選択し、意見を求めています。

方法には、自治基本条例に示されるような様々な方法がありますが、ここでは、市の基本的な施策等の策定にあたり、その施策等の趣旨、目的、内容等を各地域コミュニティセンターや都留市ホームページに公表し、意見を聴取する「パブリックコメント」及び各地域の集会施設に市長等が直接出向き意見を聴取する「未来を拓く都留まちづくり会議」の実績をとりまとめました。

### 【パブリックコメントの実績】

年度	対象となった計画等	意見数
H21	新型インフルエンザ対策行動計画	0件
	都留市バイオマスタウン構想	2件
	都留市次世代育成支援行動計画(後期計画)	1件
H22	地域福祉計画	0件
	第5次都留市長期総合計画後期基本計画	10件
H23	平成24年度市政運営方針・重点施策	0件
	第5期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	0件
	都留市地域公共交通総合連携計画	2件
	都留市障害者計画・第3期障害福祉計画	1件
H24	都留市暴力団排除条例	0件
	平成25年度市政運営方針・重点施策	2件
	公営住宅法に基づく市営住宅等整備基準を定めるための都留市営住宅条例の改正骨子	0件
	介護保険法改正に基づく都留市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の骨子	0件
	都留市準用河川の河川管理施設等の構造を定める条例の骨子	0件
	都留市道の道路構造基準等を定める条例の骨子	0件
	都留市都市公園条例の改正骨子及び都留市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の位置に関する基準を定める条例の骨子	0件
	新食育つる推進プラン	0件

第二期都留市特定健康審査等実施計画	0 件
1 回あたりの意見提出数	1.0 件
第 5 次都留市長期総合計画の目標(以下「長期目標」)(H27)	10.0 件

### 【未来を拓く都留まちづくり会議の実績】

年度	対象となった計画等	参加者
H21	—	—
H22	第 5 次都留市長期総合計画後期基本計画	194 人
H23	・第 5 期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ・都留市地域公共交通総合連携計画 ・桂高校跡地の利活用対策	173 人
H24	防災ハザードマップ	147 人
1 回あたりの参加者数		171.3 人
H27 の目標		240.0 人

### 【意見聴取の適切さ】

項目	満足度	
	H22 年	H17 年
市長と対話する機会(まちづくり会議など)	28.9%	23.3%
アンケート調査(意識調査)の実施状況	27.8%	20.9%
市政への住民参画や政策提言のしやすさ	19.6%	—

長期総合計画策定のための市民意識調査(H17・22 年)から抜粋

## 5. 附属機関等(第 30 条)について

市は、審議会、審査会などの附属機関等を組織し、または運営するに当たって、正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含めるとともに、その構成員は、男女比の均衡を図るよう努めています。

### 【附属機関等の公募による市民、男女の均衡】

「—」公募していないもの

附属機関等	構成員総数 (人)	公募市民の 占める割合	構成員の男女比 (男性:女性)
都留市奨学生審査委員会	5	—	80 : 20
都留市水防協議会	16	—	94 : 6
都留市防災会議	16	—	94 : 6
都留市男女共同参画推進委員会	15	13.3%	40 : 60
都留市市民活動推進委員会	8	0.0%	63 : 38
都留市公立大学法人評価委員会	5	—	100 : 0
都留市公共交通会議	15	13.3%	100 : 0
都留市交通安全対策会議	10	—	90 : 10

都留市環境審議会	18	—	100 : 0
都留市国民健康保険運営協議会	17	—	76 : 24
都留市民生委員推薦会	14	—	93 : 7
都留市介護保険運営協議会	14	21.4%	79 : 21
都留市農業振興地域整備促進協議会	20	—	100 : 0
都留市消防委員会	13	—	85 : 15
都留市水道運営委員会	12	—	75 : 25
都留市文化財審議会	10	—	80 : 20
都留市公民館運営審議会	15	33.3%	53 : 47
社会教育委員の会	15	33.3%	53 : 47
都留市立図書館協議会	12	8.3%	67 : 33
都留市尾県郷土資料館運営協議会	4	—	25 : 75
都留市博物館協議会	10	10.0%	60 : 40
合計 21	264	7.2%	80 : 20 (※ 64 : 36 )
長期目標 (H27)		30.0%	女性 40

各課調査(H25.4.1 現在)に基づく集計結果

※「一」公募していないものを除く

## 6. 男女共同参画(第31条)について

市は、都留市男女共同参画基本条例により、男女共同参画推進計画(H18～H27 年度)を策定し及び都留市男女共同参画推進委員会設置条例により設置された男女共同参画推進委員会と協議しながら、男女共同参画を進めるための総合的な施策を講じています。

### 【男女共同参画推進計画に基づく施策】

計画の目標		主な施策
人権の尊重	I. 人権の尊重とその意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進フェスティバルの開催</li> <li>地域集会等での寸劇、機関紙「はばたき」による啓発</li> </ul>
	II. 男女共同参画による豊かな社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等の委員の男女の均衡化</li> <li>きらめき女性塾の開催</li> </ul>
	III. いきいきと働くことができる職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て応援・男女いきいき宣言」企業登録の促進</li> <li>ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発</li> </ul>
	IV. お互いが自立し共に支え合う家庭づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援センターの設置</li> <li>日曜両親学級の開催</li> <li>ひとり親家庭への経済支援</li> </ul>
	V. 計画の推進体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進委員会、男女共同参画事業協力員の設置</li> <li>女性団体連絡協議会への支援</li> <li>庁内の推進体制の充実</li> </ul>

## 7. 住民投票(第 32 条)について

第 32 条では、「市長は、市政に係る特に重要な事項について、広く市民の意思を確認する必要があるときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。」としています。

現在のところ、住民投票を行った実績はありません。

## 8. 協働の推進(第 33 条)について

協働のまちづくりを進めるに当たり、市は、平成 25 年 4 月に旧文化会館をリニューアルした都留市まちづくり交流センター内に、新町別館にあった市民活動支援センターを移転し、さらに、旧文化会館に(福)社会福祉協議会及び(公)都留文科大学の地域交流研究センターの分室を設置することとし、市、社会福祉協議会、都留文科大学の三者が連携・協働して、世代や分野を超えた交流を促進しながら、地域のまちづくりや市民活動を支援する体制を整備しました。

## 9. 地域コミュニティ(第 34・35 条)について

市は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された地域コミュニティ及び地域コミュニティを地区単位で実現するための組織である地域協働のまちづくり推進会の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するために必要な支援を行っています。(別紙)

### 【自治会の加入率】

年度	加入率
H21	78.2%
H22	77.9%
H23	76.4%
H24	75.0%

各年度 4 月 1 日現在 住民基本台帳世帯から算出

### 【地域協働のまちづくり延べ参加者数】

年度	延べ参加者数
H21	13,324 人
H22	7,510 人
H23	8,525 人
H24	10,154 人
長期目標(H27)	20,000 人

各推進会事務報告から抜粋

### 【地域コミュニティセンター利用状況】

年度	宝		禾生		盛里		東桂	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
H21	125 件	3,310 人	409 件	7,888 人	194 件	1,813 人	487 件	9,322 人
H22	120 件	1,644 人	378 件	6,515 人	130 件	※976 人	568 件	9,265 人
H23	130 件	2,103 人	282 件	6,004 人	137 件	2,253 人	549 件	8,183 人
H24	128 件	2,111 人	298 件	6,223 人	111 件	1,602 人	509 件	8,111 人

各年度主要施策の成果説明書から抜粋(生活改善センター、農村改善センター、公民館施設を含む。一坪図書館、ふれあいの家を除く。) ※一部改修工事有

	地域コミュニティ		支援の方法											
	地区	地域	相談等の窓口	専門支援員の配置	財政支援	施設利用の支援	その他							
自治・まちづくり	○自治会連合会	○自治会、○組	行政管理課法制安全室		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">まちづくり 事業補助 金交付</td> <td>防犯灯整備事業</td> </tr> <tr> <td>児童遊園地遊具等整備事業</td> </tr> <tr> <td>ごみステーション用ボックス購入事業</td> </tr> <tr> <td>特色ある自治会づくり事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自治会施設等整備事業</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちかどのポケットパーク整備事業に関する花壇づくり助成金交付</li> </ul>	まちづくり 事業補助 金交付	防犯灯整備事業	児童遊園地遊具等整備事業	ごみステーション用ボックス購入事業	特色ある自治会づくり事業	自治会施設等整備事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>集会施設等の貸付</li> <li>学校施設の利用</li> </ul>	
	まちづくり 事業補助 金交付	防犯灯整備事業												
児童遊園地遊具等整備事業														
ごみステーション用ボックス購入事業														
特色ある自治会づくり事業														
自治会施設等整備事業														
○地域協働のまちづくり推進会		政策形成課まちづくり市民活動支援センター	協働のまちづくりコーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協働のまちづくり推進事業補助金交付</li> <li>まちかどのポケットパーク整備事業に関する花壇づくり助成金交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>集会施設等の貸付</li> <li>まちづくり交流センターの使用料免除</li> </ul>	地域コミュニティセンター及び市民活動支援センターにおける事務支援								
福祉	○地区社会福祉協議会		福祉課			<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>学校施設の利用</li> </ul>								
	民生・児童委員協議会		福祉課		活動経費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>学校施設の利用</li> </ul>								
	○地区老人クラブ連合会	単位老人クラブ			老人クラブ活動費補助金交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>学校施設の利用</li> </ul>	(福)都留市社会福祉協議会における事務支援							
防災	○自主防災会	○自主防災会	行政管理課法制安全室		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災資機材整備費補助金交付</li> <li>防災士資格取得促進助成金交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>学校施設の利用</li> </ul>								
	消防団○分団	消防団○分団○部	消防本部		消防施設等整備事業補助金交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制服の支給</li> <li>公務災害補償の適用</li> <li>退職奨励金の支給</li> <li>消防団協力事業所表示制度</li> </ul>							
安全	大月交通安全協会 ○支部					<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> </ul>								
スポーツ	○地区体育振興会		学びのまちづくり課スポーツ振興担当	スポーツ推進委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> </ul>	(特非)都留市体育協会への補助金交付							
食育	食生活改善推進委員○地区		健康推進課			<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>学校施設の利用</li> <li>いきいきプラザの利用</li> </ul>								
教育	○地区青少年育成会連合会	○青少年育成会	学びのまちづくり課まちづくり交流センター内	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成推進委員</li> <li>青少年育成カウンセラー</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>学校施設の利用</li> <li>まちづくり交流センターの使用料免除</li> </ul>	研修会の実施							
	○小学校・中学校 PTA		各学校 学校教育課学校教育担当			<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティセンター利用</li> <li>学校施設の利用</li> </ul>								
	○学童保育会保護者会・運営委員会		福祉課		放課後児童クラブ事業補助金交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育施設の提供</li> <li>地域コミュニティセンターの専用利用</li> <li>学校施設の専用利用</li> </ul>								





## 10. 市民公益活動(第 36 条)について

市は、市民生活の向上を目指した自発的、自主的及び継続的に行う非営利活動(以下「市民公益活動」という。)を尊重するとともに、市民活動推進条例によりその活動を促進するため、市民活動支援センターを拠点に総合的な施策を講じています。

### 【市民活動推進条例に基づく施策】

(1)施設及び設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり交流センター施設の使用料減免</li> <li>・ まちづくり交流センターにおけるコピー機の利用提供</li> </ul>
(2)情報の収集、提供及び相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動支援センターにおける情報の収集、提供及び相談</li> <li>・ 「ハートフルネットつる」の運営</li> </ul>
(3)研修、人材育成並びに市民活動団体の立ち上げ及び自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民委員会制度の実施</li> <li>・ NPO 法人設立支援制度の実施</li> </ul>
(4)啓発活動、調査研究及び政策提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「広報つる」による情報発信</li> <li>・ 市民活動推進委員会による調査・研究</li> </ul>
(5)市民活動を行うもの、事業者及び市相互の連携及び交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ハートフルネットつる」の運営</li> <li>・ 市民活動団体情報交換会の開催</li> </ul>

### 【市民活動支援センターの利用者数】

年度	利用者数
H21	1,364 人
H22	1,271 人
H23	1,235 人
H24	1,285 人
長期目標(H27)	1,700 人

各年度市民活動支援センター報告書から抜粋

### 【市の支援】

アダプトプログラムの推進	市民や事業者が公園などの公共の場所の里親となり、定期的・継続的に美化活動や管理する事業を推進。
ふるさと普請の支援	路地や農道、水路の改良、補修や軽スポーツ用の公園整備など、関係する住民が自ら労務を提供し整備する事業に対し、原材料の支給等その他の活動を支援。

## その他 都留市議会基本条例の施行(平成 25 年 6 月 18 日)

自治基本条例のもと、市議会には活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重し合う民主的な政治風土を引き継ぐとともに、将来に向けた新たな価値の創造のため不断の努力を重ね、市民の負託に応えていくことを決意し、条例を制定しました。

### 【条例の主な内容】

議会報告会(第 5 条)	市民に対し、議案審議の経過、結果等に係る報告会を年 1 回以上、地区自治会連合会単位で開催します。
請願者・陳情者の意見陳述(第 5 条)	請願及び陳情を政策提言と位置付け、委員会審査にあたっては、これら市民の説明機会を設けることができます。
議論の拡充(第 10 条)	議会の一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制となります。また、市長等は、議員の質問の趣旨について説明を求めることができます。
政治倫理(第 22 条)	議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めなければなりません。
最高規範(第 23 条)、見直し手続(第 24 条)	本条例は、議会の最高規範であり、議会及び議員は、本条例をはじめとする他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければなりません。また、本条例については、常に市民の意思や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行っていきます。